

総学庶第745号 昭和49年5月20日

内閣総理大臣 田中角栄 殿

日本学術會議会長 越智勇一

写送付先：科学技術庁長官、経済企画庁長官、大蔵、文部、
 厚生、労働、建設および自治各大臣、国立大学
 協会長、公立大学協会長、日本私立大学協会長、
 日本私立大学連盟会長、私立大学懇話会長、國
 立短期大学協議会長、全国公立短期大学協会長、
 日本私立短期大学協会長

社会福祉の研究・教育体制等について（勧告）

標記のことについて、本会議第65回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

我が国では欧米諸国にくらべて社会福祉体制の整備はその学術研究・教育体制を含めて極めて不十分である。しかし、今日、高度経済成長と国民生活の変貌する中では、特に低所得者、児童、障害児・者、老人を始め広範な国民が人たるに値する生活を営みうるよう、ゆたかで充実した社会福祉活動を必要としており、社会福祉は国の重要な課題となっている。このような国民的な生存権的要求に答えるためには、国及び地方自治体の財政支出の拡大とともに、社会福祉活動に従事する人々が質量ともに十分に確保されることがその労働条件の改善とともに必要である。よって、本会議は、社会福以に関する多くの問題のうち、今回は特に研究・教育問題のみをとりあげ、政府が次の諸点について早急に必要な施策を講ぜられるよう勧告する。

I 社会福祉の研究・教育体制の充実について

- 1 大学及び大学院における社会福祉の研究・教育体制の充実をはかること。特に国公立大学における社会福祉の研究教育組織の新增設並びに既存の大学特に私立大学のこの種組織の充実のため国として必要な財政的負担を講ずること。なお、大学前教育における社会福祉についてもその充実をはかること。
- 2 社会福祉に関する総合的な研究を促進するため科学研究費等の活用につき特段の配慮を講ずること。

II 児童福祉職員並びに障害児・者の教育・福祉にあたる教職員の養成制度の改善について

- 1 保育者の養成は原則として大学において行うものとし、当面、各種学校としての保母養成機関については早急に、これを少なくも短期大学に引き上げるものとすること。
なお、成人社会福祉（施設）職員の養成教育についてもその充実をはかること。
- 2 障害児・者の教育・福祉に關係する職員の養成制度を整備拡充すること。特に「特殊教育教員」養成制度の大幅な改善をはかること。

III 障害児・者の教育権保障について

- 1 すべての障害児がその就学権を保障されるよう速やかに必要な措置を講ずること。
- 2 障害者に対する高等教育の機会を拡充するため、大学・短期大学等の受入体制の整備のため大幅な国庫助成など必要な施策を講ずること。なお、そのためには、「特殊諸学校」中等部・

高等部の教育体制の改善などについても十分な考慮を払うこと。

(説明)

I 大学における社会福祉に関する研究・教育体制の充実について

1 従来わが国では歴史的に、社会福祉の問題はとかく慈惠的、恩恵的に考えられがちで、基本的人権尊重の観点から、これをとらえ、その観点から社会福祉の研究・教育体制を国の責任で充実するという点ではまことに不十分であった。しかし、今日、低所得層、児童、母子、障害者、老人を始め多くの人々の憲法25条にいう生存権を守るために社会保障、社会福祉拡充の必要性がますます大きくなっているなかで、とりわけ、ここで重視すべきは、これらの社会福祉諸活動に従事する人々の質量とともに十分な確保の問題である。すなわち、それには社会福祉諸活動に従事しようとする者がその目的とする職務に自らの健康を害することなく安んじてうちこむことができるような賃金その他の労働条件が保障されることが緊要であるばかりでない。

社会福祉の仕事は医師や教師と同じく、人々の苦悩の解決や児童の人間形成などにかかわるすぐれて人間的な仕事であるが故に、その職業の社会的責任の自覚からして、ヒューマニズムの精神に徹した思想性・倫理性が要求されるのはもちろん、人々の生活障害の解決に寄与できるためには、社会の中での人間の労働と生活とその阻害要因に対する社会科学的理解を深めると共に、人間それ自体についての科学的洞察が必要とされるのである。

すなわち、今日、社会福祉の仕事は、このような特質をもつものであるが故に、まさに専門的な職務として位置づけられねばならないものであり、従ってまた、その職務にあたろうとする者については、少なくとも大学において豊かな教養と専門的教育を行なわれるべきものということができる。そして、そのような教養と専門的教育訓練を受けた社会福祉従事者の量的拡充が日程に上っているのである。

それとともに、社会福祉に関する研究の充実、従って研究・教育者の充実も緊要とされてきているのである。

社会福祉の研究・教育は戦後次第にいくつかの大学でとりあげられるようになり、社会福祉の研究・教育に関する大学院・学部・学科又は専攻コースを持つ大学は日本社会事業学校連盟加盟校で短大を含め36校、また日本社会福祉学会の会員も1,000名をこえようとしている。しかし社会福祉の大学教育は、その大部分が私立で行なわれ、公立は6校（うち2校は短大）にすぎない（1973年10月現在）。なお国費についてはわずかに若干の額が委託形式で日本社会事業大学に交付されているにすぎず、また大学院課程をおくものは13校（うち公立1校、日本社会事業大学にも大学院はない）にすぎない。したがって、社会福祉に関する研究・教育者養成のための大学院を含めて、この種の研究教育組織、（とりわけ学部又は少なくとも学科）が国公立大学に早急に新增設されるべきである。また既存の大学とくに私立大学の研究・教育組織についても、その飛躍的充実のため国として必要な費用負担を講ずることが重要である。

なお、社会福祉の充実・向上のためには、ひとりその仕事にあたる者だけでなく、関連分野にたずさわる者はもとより広く一般国民が正しい理解を持つことが必要であり、そのためには、高等教育段階で一般教育課目中に社会福祉が含まれることが望ましいとともに、小中高校段階

において社会福祉についての正しい理解が得られるような教育が行なわれることが必要である。しかるに現行の中學・高校での取扱いを教科書の分析を通じて検討すると、社会福祉についての扱い方は全体として極めて不十分であり、従って大学前教育における社会福祉教育の充実についても一層の考慮が払われる必要があることを指摘しておきたい。

(なお、参考として別添資料①社会福祉第1線部門従事職員の数、②大学における学部別社会福祉学科の設置状況、③大学学部及び大学院における社会福祉専門教育課程カリキュラム例、④都立保健大学(仮称)学部、学生定員、教員組織及び社会福祉学部カリキュラムの構想、⑤社会福祉学把握の動向及び社会福祉専門教育の国際的動向、⑥中・高教科書における「社会福祉」教材の分析および、⑦「社会福祉の研究教育体制に関するシンポジウム」における「保母養成の現状と問題」報告要旨をかかげる。)

2 社会福祉に関する統合的研究の促進についてわが国における、社会福祉の研究は著しく立ち遅れを示している。それは社会福祉の研究・教育の歴史が比較的浅く研究者の数が少ないという事情に加え、社会福祉の研究分野が広範にわたり、かつ複雑であることとも理由の一つとなっている。もともと、社会福祉とは、人間の生活面における各種の障害と、この障害を主体的に解決することが困難な人々に対して援助を行い、その人々の人間的、社会的発展を助長する社会的行動体系と理解することができる。したがって社会福祉の発展のためには社会福祉問題についての科学的な理解と、この問題解決をはかり、人間の社会的発達を保障するための政策、方法等についての系統的な習得を欠かすことができない。こうしてこの社会福祉の研究には、人間の成長、発達とその生活問題についての理解を深めるために 医学・保健・衛生(精神衛生を含む)・体育学・栄養学・心理学等の立場からの研究とあわせて、社会学・教育学・経済学・法学および行政学等の分野からの研究が必要となる。そして、これらの協力のうえで社会福祉の歴史及び対象分野ごとの研究と処遇の方法、技術の研究が行われねばならない。その意味で社会福祉の研究は、学際的な性格をもつものである。

わが国においても、社会福祉の充実、強化の必要がようやく認識されるにしたがって、社会福祉の対象分野ごとに2~3の研究機関が設置され、老人・児童・障害者等についての学際的研究が行われるようになってきたが、それらは未だ概して一部の地方自治体の研究に止まり、かつ対象分野を通じての研究交流を行うまでには至っていない。このために全国的規模で、かつ、社会福祉の全分野を通ずる総合研究機関が切望されており、本会議としても、将来、その設置方について勧告したい所存であるが、さしあたって文部省科学研究費の活用など大巾な国家的援助によって、その総合的な研究を促進することが必要と考えられる。

(別添資料⑦「社会福祉の総合的研究の場合の内容の1例」)

II 児童福祉職員並びに障害児・者の教育・福祉にあたる教職員の養成制度の改善について

1 研究と教育の自由が保障され、研究教育条件の整った国民のめざす大学において科学とヒューマニズムを基礎として豊かな教養と高い専門性を身につけた基礎能力のある保育者養成こそが幼児の保育・教育の革新する原動力といわねばならない。

しかるに現状は、乳幼児の保育・教育の次代の担い手を育てる人間社会共同の事業であるにかかわらず、その中心的担い手ともいるべき保育所保母や幼稚園教諭のいずれもが4年制の高

等教育機関の卒業資格を必要としておらず、一般に2年制の短期大学ないし、それ以下の各種学校扱いの養成所、または試験制度による資格付与というように、結果的にみて、その資格付与は比較的の安易に考えられているきらいがある。従って、教育という豊かな人間性と高い専門性が要求される専門的活動であるという視点から早急に改善される必要がある。

特に保育所保母には、統計的にみて、無資格が多く私立では3人と1人が無資格の代用保母である。又保母試験による資格取得者が多く、そのような事情の下では幼児教育について基礎的理解がえられているとすることは極めて困難である。

現状は、保母養成機関にあっては、その内容が貧困であって、技術主義的な教育内容を雑多に1～2単位のつめこみで実習時間が多く、応用のきく基礎的知識を欠いており、また、保育者が女子に限定された幼児保育に適性のある男性の就職機会が不当に拒否されているが、現在多くの短大保育科では保育所と幼稚園の保育者の一元的養成を実施していることもふまえて、保育所と幼稚園の保育者については、その資格を一元化すべきであり、かつ男性にもその資格を付与できることとして保育施設職員に就職する機会を与えるべきである。

保育者養成が短大保育科において行なわれる場合でも、短大においては一般教養と基礎科目が少なく保育者としての創造的な保育をつくりだす資質をつちかうことがきわめて不十分である。

従って、保育者の養成は、原則として大学において行なうものとすべきであるとともに、当面、各種学校としての保母養成機関については早急にこれを短大に引きあげるようすべきである。

なお、成人社会福祉（施設）従事者（寮母、生活指導員、職業指導員、老人家庭奉仕員等）については資格基準の定めすらないので、資格基準の問題を含めて、その養成、教育について検討し、その充実をはかる必要がある。

（別添資料⑧厚生省指定保母養成所カリキュラム、⑨短大部、保育カリキュラムの構造、⑩社会福祉の研究、教育体制に関するシンポジウムにおける要旨「保母養成の現状と問題」報告参照）

2 障害児・者の教育、福祉等に關係する職員の養成、特に特殊教育教員養成制度の大巾改善について

現在、盲学校及び聾学校の教員養成については若干の大学において、また養護学校の教員養成については、ほぼ全国の国立大学や若干のその他の大学において特別の課程を設けて行なっている。しかし、その教官定数は国立大学の場合、当該課程につき、わずか2人にすぎず予算も乏しいため、実際の教育、研究の条件（特にカリキュラム、施設、設備の面）は極めて貧弱である。

従って、今後、障害児・者の教育、福祉等にたずさわる職員の養成は原則として大学で行なうこととし、従来の大学での特殊教育教員養成についても課程——学科目制を少くも学科——学科目制に改めることや、大学院の充実などをはじめ、大巾に改善すべきである。

又、障害児教育が教育上でもつ普遍性、重要性にかんがみ、今後、一般の教職科目の中でも障害児問題に関する科目を設け、その履修を義務づけることも検討すべきである。

なお、障害児者の治療、訓練、リハビリテーション等医療関係の仕事に従事する職員の養成問題についても、その重要性にかんがみ早急に検討する必要がある。

(別添資料⑩特殊教育教員養成に関する資料、⑪「社会福祉の研究、教育体制に関するシンポジウム」における「保母養成の現状と問題」報告要旨参照)

III 障害児・者の教育権保障について

1. 障害児・障害者の問題を軽視したり、あるいは正視しようとしないことは、人間の生命の尊厳と国民の人権を軽視することに通ずるものといわざるをえないが、福祉と密接なかかわりをもち、かつ、ともに基本的人権の重要な一環をなす教育権について言うなら、障害児・者もその権利を有すること当然である。そして障害児に対する義務教育は学校教育法によって明確に規定されている(22条、39条)にもかかわらず、「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」は同法制定後4半世紀余を経た1973年11月によくやく公布をみたばかりであり(11.20政令339号)、しかも同令によれば養護学校に関する学校教育法の関係規定は1979年4月1日から施行するとされているため、盲、聾児以外の障害児は未だに義務教育の対象になっておらず、「特殊教育」機関への就学率は極めて低い(1972.5.1現在、肢体不自由児57.4%，精神薄弱児43.0%，虚弱児10.0%)。

また障害の重い児童、生徒にあっては、いわゆる「就学猶予・免除」措置(学校教育法23条、39条)によって、これまでとかく就学権の行使自体が妨げられるきらいがあった。すべての障害児に対し就学を保障し、適切な教育を行なうための義務教育の完全実施を早急にはかることが必要である。

まことに障害児の教育権を保障することは、国民の基本的人権を保障することに直接つながっていることに留意すべきである。

(別添資料⑫義務教育段階の心身障害児童、生徒推定数、就学者数及び就学率、参照)

2. 障害者に対する高等教育の機会を拡充するため必要な施策を講ずることについて

障害のために教育を受ける権利の行使が妨げられることがあってはならないのはもちろん、むしろ心身に障害を受けている者ほどその障害を軽減し、社会生活の上で差別をうけないようしていくためには、早期からの長期にわたる系統的、持続的教育の保障が必要である。

ところが現状は、高等部を設置していない「特殊諸学校」(盲学校、聾学校、養護学校)や受験さえ認めない大学が多く、合格しても障害にみあった勉学設備条件をととのえていない大学がほとんどである。障害者の高等教育を受ける機会均等を保障し、また高等教育を通じて多種多様な専門職業や社会生活への参加の機会を拡大することに寄与できるよう、大学前教育としての「特殊諸学校」高等部の設置や「特殊諸学校」中学部、高等部の教育体制の改善をはかるとともに、大学、短期大学等の障害者の進学を積極的に保障するため、進学指導を懇切に行なうこと、大学、短期大学等の受入体制を整備すること(点字受験、点字図書整備、建物、設備の改善等)、教育要員の増員を必要により配慮すること、そのため大巾な国庫助成を講ずること、障害学生への奨学金制度を設けること、高等教育終了後の障害者の就職を保障することなど、必要な施策を可能なところから、できるだけ速やかに国は講ずべきである。なお、こ

のほか点字参考図書等の整備のため国立点字印刷所のごときものを地方単位に設置すること、
通学の安全と便宜のための設備を拡充することなど、一般的条件の整備も必要である。
(別添資料⑫障害者の大学進学に関する調査資料、参照)

別添資料名

1. 社会福祉第1線部門従事職員の数
2. 大学における学部別社会福祉学科の設置状況
3. 大学学部及び大学院における社会福祉専門教育課程カリキュラム例
4. 都立保健大学(仮称)教員組織及び社会福祉学部カリキュラム例
5. 社会福祉学把握の動向及び社会福祉専門教育の国際的動向
6. 中・高教科書における「社会福祉」教材の分析
7. 社会福祉の総分的研究の場合の内容の1例
8. 厚生省指定保母養成所カリキュラム
9. 短大部、保育科カリキュラムの構造例
10. 特殊教育教員養成に関する資料
11. 義務教育段階の心身障害児童、生徒推定数、就学者数及び就学率
12. 障害者の大学進学に関する調査資料
13. 「社会福祉の研究・教育体制に関するシンポジウム」における「保母養成の現状と問題」報告
要旨

別添資料

資料1 社会福祉第一線部門従事職員の現状(1972.6.1現在)

(1)① 福祉事務所職員	4 0,1 2 2人
② 身体障害者更生相談所等各種相談所職員	5,5 0 2
③ 社会福祉施設職員	2 6 6,8 9 8
④ 福祉活動専門員等の社会福祉協議会職員	1,4 0 6
⑤ 婦人相談員等の各種相談員	1 2,3 3 3
⑥ 老人等家庭奉仕員	9,2 2 0
	3 3 5,4 8 1

(2) 福祉事務所職員の内訳

総 数	4 0,1 2 2人
所 長	1,1 0 4
査察指導員	2,0 1 9
現 業 員	1 0,7 0 8
身体障害者福祉司	4 5 9

精神薄弱者福祉司	173
老人福祉指導主事	314
家庭児童福祉主事	65
福祉六法事務職員	5,706
その他の	19,514

(3) 社会福祉施設数、利用者定員、職員数

(1971年12月末)

	施設数	定員	職員数
総 数	25,227	1,612,731	272,107
保 護 施 設	378	41,587	14,019
老 人 福 祉 施 設	1,329	81,937	18,878
身体障害者更生援護施設	274	11,589	5,169
婦 人 保 護 施 設	61	2,201	454
児 童 福 祉 施 設	21,638	1,402,921	198,781
精神薄弱者更生援護施設	242	16,809	4,880
その他の社会福祉施設	1,305	55,687	29,926

資料(1)、(2)とも厚生省社会局1973年1月「社会福祉関係問答集」による。

(3)は厚生省「社会福祉施設調査」による。

資料2 大学における学部別社会福祉学科の設置状況

(1973年10月現在)

(1) 設置主体別

	国立	公立	私立	計
大 学		4(1)	22(12)	26(13)
短 大		2	7	9
各 種 学 校		—	1	1
計		6(1)	30(12)	36(13)

()内は、大学院に社会福祉関係の課程をおく大学(内数)

(2) 学部別

		うち専攻学科 のあるもの	学科でなく、社会福祉専攻 として明示するもの
文 学 部	13	(6)	((2))
社会学部	6	(2)	((1))
社会福祉学部	4	(4)	
人文学部	1	—	
学芸学部	1	(1)	
家政学部	1	(1)	
計	26	(14)	((3))

資料3 大学学部および大学院における社会福祉専門教育カリキュラム例

(1) 学 部

ア. 日本社会事業大学

必修科目		単位	選択科目		単位	備考
社会原理科目演習・実習	社会事業概論	4	方法論科目	社会事業方法各論Ⅰ	4	方法論科目
	社会保障論	4		" Ⅱ	4	1科目4単位
	社会事業方法原論	4		" Ⅲ	4	応用関連科目
	社会事業史	4		社会調査	4	5科目20単位以上
	社会事業法制論	4		発達心理学	4	分野各論科目
	演習 I	2		近代社会思想史	4	特講4単位以上含め 12単位以上
	" II	2		家族法	2	
	" III	2		社会政策論	4	
	社会事業実習	6		行政法学	4	
	卒業論文	6		社会心理学	4	
				家族論	2	
				臨床心理学	4	
社会原理科目演習・実習			応用関連科目	精神衛生学	4	
				公衆衛生学	4	
				社会病理学	4	
				精神検査	4	
				社会事業施設論	4	
				社会保障各論	4	
				公的扶助論	4	
				児童福祉論	4	
				児童臨床論	4	
				保育原論	4	
				児童史	4	
				婦人問題論	4	
社会原理科目演習・実習			分野各論科目	非行問題論	4	
				障害者(児)福祉論	4	
				医療社会事業論	4	
				社会教育論	4	
				レクリエーションワーク	4	
				特講 I	4	
				" II	4	
				" III	4	
				" IV	4	

必修科目		単位	選択科目		単位	備考
			特講 V " VI 会学特講	2 2		
	実習		社会調査実習	4		

イ. 日本福祉大学(第一部, 第二部)

必修科目		単位	選択科目		単位	備考
総論	社会福祉論	4	各論	児童福祉論	4	2科目8単位 選択必修
	社会保障論	4		地域福祉論	4	
	社会福祉発達史	4		社会福祉各論	4	
	社会福祉法制	4		社会保障各論	4	
	社会福祉方法論	4		現代経済論	4	
	社会調査	4		社会思想史	4	
専門演習	社会福祉基礎研究	4	関連科目	社会行政策論	4	各論、関連科目、専門演習中より44単位以上選択
	社会福祉特殊研究 (実習を含む)	16		行財政論	4	
	卒業論文	8		社会問題	4	
				発達心理学	4	
				臨床心理学	4	
				精神衛生	4	
				公衆衛生	4	
				家族法	4	
				教育科学	4	
				社会福祉特講 I	4	
				" II	4	

(2) 大学院

ア. 日本福祉大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻

共通科目	単位	理論専攻科目	単位	医療障害福祉専攻科目	単位	特論
社会福祉論	4	社会福祉発達史	4	医療福祉 I	4	
社会福祉演習	2	社会福祉発達史演習	2	(MSW) 実習	2	
社会福祉方法論 I	4	地域福祉論	4	医療福祉 II	4	
" II	2	地域福祉演習	2	(PSW) 実習	2	
		社会調査	4	障害者福祉 I	2	
		社会調査演習	2	(身体障害) 実習	1	
		社会政策論	4	障害者福祉 II	2	
		公的扶助論	4	(精神薄弱) 実習	1	
				児童家庭福祉	4	
				児童精神医学演習	2	

1. 明治学院大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻

必修科目	単位	選択科目	単位	備考
社会福祉原理特講 同 演 習	4 2	社会福祉方法論特講 I (ソーシャル・ケースワーク)	4	必修科目 社会福祉原理特講
		同 演 習	2	同演習
		社会福祉方法論特講 II (ソーシャルグループワーク)	4	社会福祉方法論
		同 演 習	2	同演習 (方法論I・II・III より選択)
		社会福祉方法論特講 III (コミュニティーオーガニゼイション)	4	計12単位 これを含めて32単位以上を修得のこと
		同 演 習	2	
		社会福祉臨床実習	4	
		社会調査法	4	
		同 調 査 実 習	2	
		社会福祉学特講 I (社会保障制度論)	4	
		同 演 習	2	
科 目		社会福祉学特講 II (パーソナリティ・ディベロップメント)	4	
		社会福祉学特講 III	2	
		" IV	4	
		" V	4	
		精神衛生特論	4	

資料4 都立保健大学，学部，学科，学生定員，教育組織及び社会福祉学部カリキュラム例（都構想）

保健大学の概要

1. 名称，学部，学生定員及び講座制

(1) 名 称

東京都立保健大学とする。

(2) 学部，学科（専攻課程）及び学生定員

6学部11学科（うち2学科に各3つの専攻課程）を次のように設ける。学生定員は，

1学生760人，総定員3,040人とする。

学部	学 科	専 攻	入学定員	学部定員	総 員
看護	看 護		120	120	480
リハビリテーション リンク	理 学 療 法		90	250	1,000
	作 業 療 法		60		
	言 語 病 理		60		
	リハビリテーション工学		40		
保 健	保 健	保 健 管 理	30	90	360
		保 健 教 育	30		
		体 育	30		
環 境 衛 生	環 境 衛 生	環 境 管 理	40	120	480
		食 品 衛 生	40		
		公 害 衛 生	40		
社福会祉	保 健 福 祉		50	100	400
	施 設 福 祉		50		
医技療術	臨 床 檢 查		40	80	320
	医 療 物 理		40		
計			760		3,040

(3) 教員組織

区 分 学 部	講 座 数	専 任 教 員			助 手	計
		教 授	助 講 教 授 师	小 計		
看護学部	17	17人	34人	51人	68人	119人
リハビリテーション学部	33	33	66	99	152	251
保健学部	17	17	34	51	68	119
環境衛生学部	18	18	36	54	72	126
社会福祉学部	18	18	36	54	72	126
医療技術学部	16	16	32	48	64	112
共通専門部	53	53	106	159	151	310
計	172	172	344	516	647	1,163

注 1講座当たり、教授1人、助教授又は講師2人とする。助手については、4人とするが、理学療法、作業療法学科については、6人、共通専門部のうち実習、実験を伴うものについては、4人、その他は3人として算出した。ほかに客員教授制を採用する。

(4) 社会福祉学部

ア. 保健福祉学科

学 科 目	必修・選択	単 位 数 (時 間 数)			
		講 議	演 習	実 習	計
社会福祉学原論	必 修	4 (16)			4 (60)
社会保障論	"	4 (60)			4 (60)
社会事業史	選 択	4 (60)			4 (60)
精神衛生学	必 修	4 (60)		1 (45)	4 (60)
臨床心理学	選 択	4 (60)			4 (60)
公害衛生学	必 修	4 (60)		1 (45)	5 (105)
生理学	選 抹	4 (60)		1 (45)	5 (105)
地域社会学	"	4 (60)			4 (60)
家族社会学	"	4 (60)			4 (60)
社会心理学	"	4 (60)			4 (60)
社会教育学	"	4 (60)			4 (60)
社会病理学	"	4 (60)			4 (60)
社会調査	"	4 (60)			4 (60)
社会統計学	"	4 (60)		1 (45)	5 (105)
小 計	(必修)	16(240)		2 (90)	18(330)
社会福祉行政論 (施設管理を含む)	必 修	4 (60)			4 (60)
生活構造論	選 抹	4 (60)			4 (60)
社会福祉方法原論	必 修	4 (60)			4 (60)
" 各論 I (個別処遇・集団処遇)	一部必修	4 (60)	2 (60)		6 (120)
" 各論 II (地域組織化)	"	4 (60)	2 (60)		6 (120)
人間関係論 (カウンセリング)	必 修	4 (60)	1 (30)	2 (90)	7 (180)
保健福祉論(ナデイカル ソーシャルワークを含む)	"	4 (60)	2 (60)		6 (120)
障害者福祉論	選 抹	2 (30)			2 (30)
公的扶助論	"	2 (30)			2 (30)
老人福祉論	"	2 (30)			2 (30)
児童福祉論	"	2 (30)			2 (30)
地域福祉論 (コミュニティ・ケアを含む)	"	2 (30)			2 (30)
保健福祉実習	必 修			6 (270)	6 (270)
小 計	(必修)	20(300)	3 (90)	8 (360)	31(750)
卒業論文	必 修		6 (180)		6 (180)
合 計	(必修)				72

1. 施設福祉学科

学 科 目	必修・選択	単 位 数 (時 間 数)			
		講 議	演 習	実 習	計
社会福祉学原論	必 修	4 (60)			4 (60)
社会保障論	"	4 (60)			4 (60)
社会事業史	選 択	4 (60)			4 (60)
保育原理 I	必 修	4 (60)		2 (90)	6(150)
看護学	"	4 (60)		1 (45)	5(105)
栄養学	選 択	4 (60)			4 (60)
精神衛生学	"	4 (60)		1 (45)	5(105)
臨床心理学	"	4 (60)		1 (45)	5(105)
社会心理学	"	4 (60)			4 (60)
生理学	"	4 (60)			4 (60)
家族社会学	"	4 (60)			4 (60)
社会教育学	"	4 (60)			4 (60)
社会調査	"	4 (60)		1 (45)	5(105)
社会統計学	"	4 (60)		1 (45)	5(105)
小 計	(必修)	16(240)		3(135)	19(375)
社会福祉行政論 (施設管理を含む)	必 修	4 (60)			4 (60)
保育原理 II	選 択	2 (30)		2 (90)	4(120)
児童養護原理	選 択	4 (60)	2 (60)		6(120)
障害者養護原理	1科目 必 修	4 (60)	2 (60)		6(120)
老人養護原理		4 (60)	2 (60)		6(120)
社会福祉方法原論	選 択	4 (60)		2 (90)	6(150)
人間関係論 (含カウンセリング)	必 修	4 (60)	1 (30)	2 (90)	7(180)
教育心理学	"	2 (30)			2 (30)
乳幼児心理学	選 択	2 (30)			2 (30)
青年心理学	"	2 (30)			2 (30)
障害者心理学	1科目 必 修	2 (30)			2 (30)
老人心理学		2 (30)			2 (30)
小児保健	必 修	2 (30)			2 (30)
障害者保健	1科目 必 修	2 (30)			2 (30)
老人保健		2 (30)			2 (30)
児童福祉論	必 修	2 (30)			2 (30)
障害者福祉論	1科目 必 修	2 (30)			2 (30)
老人福祉論		2 (30)			2 (30)
保健福祉論	選 択	2 (30)			2 (30)

学 科 名	必修・選択	単位数(時間数)			
		講 議	演 習	実 習	計
公的扶助論	選 択	2 (30)			2 (30)
社会保険論	"	2 (30)			2 (30)
地域福祉論	"	2 (30)			2 (30)
施設福祉実習	必 修			4(180)	4(180)
小 計	(必修)	22(330)	3 (90)	6(270)	31(690)
卒 業 論 文	必 修		6(180)		6(180)
合 計	(必修)				72

資料 5. 社会福祉学把握の動向及び社会福祉専門教育の国際的動向

- (1) 社会福祉の研究・教育については従来、人間の社会的障害の対症療法的処遇部門のいわば技術的研究、教育が当面の必要から先行し、社会福祉学（社会事業学）を、たんに人間関係調整の技術あるいは社会技術学として限定してとらえる傾向も見られたが、近年、社会的障害にその予防をも含めてとりくむための社会福祉の政策論的研究の重要性が認識されるに伴い、社会福祉学を、実践的視点を前提とした政策学としてとらえ、あるいは教育学などと同様、複合領域の応用科学としての性格をもつもの、すなわち社会科学と人間科学の研究成果を人間の社会的障害解決のために応用する科学としてとらえる方向が強まっていると考えられる。
- (2) なお、国際連合の調査では社会福祉を大学又はそれ以上の専門的教育を要する専門職業とするのが国際的傾向であり、1965年度調査では設置主体との関係ではアジア諸国では公私立大学の学部に属するものが多く、最近は政府の補助金を受けるものや公立が増えており、ヨーロッパ諸国でも訓練を受けた Social Worker の需要の増加に伴い、政府の関心も増大し、教育レベルも後期中等教育修了者に3年ないし、4年程度の教育を行ない、イギリスでは学士号を有する者を対象とするほか、いくつかの大学では社会科学の学士コースと結合した完全な専門社会事業訓練を行なっており、アメリカでの最近の重要な傾向は社会福祉教育に対する連邦政府資金の増大であるとされる。1971年版の "Encyclopedia of Social Work" によると、アメリカ・カナダを通して、社会福祉に関する研究教育を大学院で行なうものの75校（うち博士課程をも有するもの21校）、4年制大学で、社会福祉に関する博士号を授与するものの200校余り、社会福祉に関する短期大学50校といふ。なお最近照会したところによると、アメリカで1973年中に社会福祉に関する修士課程を終了した者16,099人、博士課程を修了した者617人である。なお、アメリカの場合、修士の名称には Master of Social Service. Master of Social Work. 博士号にも Doctor of Social Work. Doctor of Social Welfare などがある。ちなみに我が国の場合、大学院で社会福祉を専攻した者については、それに対する然るべき学位がないので学位規則（1953年文部省令9号別表）を改正して社会福祉学博士及び社会福祉学修士を設けるようにすることも考慮すべきであろう。

資料6. 中高教科書における「社会福祉」教材の分析

(1973年度)

社会会科		保健・体育	技術・家庭
中教 5-901 現代の社会<公民>	学研書籍 158-704 中学保健 開隆堂 { 9-技家女 701 技術家庭 女子用 1年 901 " " 2" 901 " " 3"		
日本書籍 1-903 中学校公民的分野	講談社 51-705 "	開隆堂 { 9-技家男 701 技術家庭 男子用 1年 901 " " 2" 901 " " 3"	
清水 35-908 日本と社会と世界 中学校社会科 公民的分野	教育 17-703 "	実教 { 7-技家女 702 寒教技術 女子用 1年 902 " " 2" 902 " " 3"	
図 11-904 中学校社会 公民的分野	東書 2-702 新しい保健体育	7-技家男 702 寒教技術 男子用 1年 12冊 { 802 " " 2" 902 " " 3"	計 22冊
教育 17-906 公民 5冊	大日図 4-701 新保健体育 5冊		
倫理・社会		政治・経済	
高清水 35-405 現代の 倫理社会 学図 11-409 倫理社会	講談社 51-408 標準高等 学研書籍 158-403 高等保健 開隆堂 9-401 保健体育	実業 教育図書 6-416 "	42冊
中教 5-404 " 中教 5-404 "	" " 112-407 "	中教 5-409 "	
実教 7-414 " 実教 7-406 "	" " 第一学習 183-404 新編保健 東書 2-407 " 東書 2-400 5冊	一橋 112-403 "	
		学研書籍 158-400 "	5冊 20冊-

分析内容	分析教科書	社会科		保健体育		技術家庭	
		中学	高校		中学	高校	中学
			倫理	政経			
ど の 章 に あ る か 。	日本国憲法と民主政治	1		4			
	日本の政治の現状と課題			1			
	日本経済の成長と問題	3		2			3
	国民経済と国民生活	2					
	国民生活の向上と国民福祉の実現			4			
	家庭生活の向上	5					
	疾病とその予防					5	
	国民の健康				5	3	
	乳幼児の保育						2
	現代に生きる思想		1				
	現代と人間		1				
	社会福祉乃至社会保障について全く記述のないもの					12	
「社会福祉」の説明の態様	制度発生の要因	世界恐慌による社会的原因の認識	1		3		
		資本主義経済の独占段階において失業者の検出	2		1		
		記述なし	2	5	1	5	12
	主体	国及び地方自治体	2		2	4	3
		国	3			1	1
		記述なし		5	3		12
	対象	従来の社会福祉対象者	5		5	5	
		国民全体					
		記述なし		5			12
	内容	社会保障制度中、社会保険、公的扶助と併列させて児童福祉法、身障者福祉法、老人母子福祉等による措置制度と説明	5		5	2	1
		公的扶助として説明				1	
		社会保障についてのみふれている		1			
		医療保障を説明			2	4	
		具体的な記述なし		4			12
社利会性福につくのい權て	憲法25条の「国民の生存権、国の社会保障的義務」の内容を社会福祉の権利として示したもの	3		4		3	
	健康で文化的な生活を保障するのは「国の責任」又は「社会の責任」である。	2		5			

分析内容		分析教科書		社会科		保健体育		技術家庭	
		中学	高校		中学	高校	中学	高校	
			倫理	政経					
社のに 会権つ 福利い 祉性て	権利性にふれてないもの		5	1		2			5
	社会福祉、社会保障に関し記述のないもの						12		
社に福 会対社 保すの 障ると 制社 度会方	社会保障制度の一環としてとらえる。	4		5	3	5			
	社会保障制度にはふれず、福祉法に基いてのみ説明	1			2				2
	社会福祉にふれた記述なし		5				12		3
福祉 国家 觀に 基と	どする どする ななか 理念を 基と	憲法25条の生存権に基くとするもの	1		1				
		資本主義経済制度の弊害を是正し文化的経済的国民生活を保障するのが国家の任務とする。			2				
		経済発展と国民福祉の調和	3		1				
具に 体づ 的、方 法	功利主義の倫理思想		1						
	社会保障制度、完全雇用政策、社会資本の充実、公害の規則とする。	2		3					
	具体的記述なし	1		2					
づく 説明	福祉国家の世界性について述べたもの			2					
	福祉国家の実現を希望し強く発展を期待するもの	2		3					
	福祉国家に関して記述の全くないもの	2	4	1	5	5	12		5
社政の 会治関 福・連 祉経 政策面 とと	社会保障の比重が重く、福祉的サービスが遅れているので、今後の施策が望まれる。			5					
	具体的な記述なし	5	5		5	5	12		5
	社会福祉施設数の紹介					2			
社分 会野 福の 祉紹 の介 各活 動	福祉事務所、都道府県社会福祉協議会、民生委員の活動	1		1	2	1			
	児童福祉対策、施設の紹介（乳児院、児童館、養護施設など）	5		5	5	4			3
	心身障害者対策、施設の紹介（授産所、身体障害者福祉センターなど）	5		5	5	4			
	母子福祉対策、施設の紹介（母子福祉センターなど）	3		5	5	4			

分析 内 容	分析教科書		社会科			保健体育		技術家庭			
	中学	高 校		中学	高校	中学	高校				
		倫理	政經								
社 分 会 野 福 の 社 紹 の 介 各 活 動	老人福祉対策、施設の紹介 (老人ホーム等)	5	2	5	5	3					
	住民福祉としての公害対策			5		1					
	婦人保護対策					1					
	具体的記述なし		3					12	2		
各 国 の 社 会 保 障 制 度 の 紹 介	イギリス (ビバリッヂ報告他)	5	1	4							
	アメリカ (ニューディール政策他)	1		1							
	ソ連 (社会保障費は公的機関、ゴルホ) (ーズンフホーヴーで負担)			2							
	ドイツ (社会保険の応能主義)			1							
	フランス			1							
	北欧諸国	5		2							
	ニュージーランド (世界で初の完備した社会保険制度)	4									
	全く紹介のないもの		4	1	5	5	12	5			
	社会福祉・社会保障制度の説明に費した 平均員数	(枚) 7.6	0.06	9.9	2.2	5.9	0	0.4			
	平 均 (%) (一冊の教科の中に占める割合の) (公衆衛生含めず)	2.2	0.1	4.4	0.9	1.5	0	0.1			

資料7. 社会福祉の総合的研究の場合の内容の1例

社会福祉の総合的な研究の実施にあたっては、たとえば次のような内容についての理論的、技術的研究が含まれていることがのぞましいと考えられる。

1. 基礎研究（たとえば障害児・者問題についてとり上げる場合）

① 基礎的研究のA

（原理的研究の系）

歴史研究

行財政制度研究

国際的比較研究

発生・予防（治療）研究

環境・建築等

② 基礎的研究のB

（ライフ・サイクル的研究の系）

発達保障研究

教育保障研究

生活（福祉）保障研究

医療保障研究

労働保障研究

リハビリテーション研究

2. 現状改善の研究

社会福祉施設運営基準の抜本的改善に関する総合的、科学的研究

現在の国の施設運営基準は今なお救貧的低位のため、施設を利用する児童、障害者、老人の基本的人権は守られず、職員は慢性的不足とこれにもとづく過労のため腰痛症等の職業病を多発して社会福祉施設は今や危機的状況にある。今日の国民生活水準に即して社会福祉施設の設備、運営等の基準を改善することが強く要望されている。そのために医学・心理学・教育学・体育学・労働科学・法学・財政学・建築学等の諸分野の研究者による社会福祉施設の総合的科学的研究が緊要とされるのである。

資料8. 厚生省指定保母養成所カリキュラム

系 列	教 科 目
一般教育科目	倫理学・哲学・文学・歴史・宗教、その他一般教育科目として適當と認められる教科目（講義）
社会科学関係科目	社会学・法学（日本国憲法）・心理学・経済学・人文地理・その他一般教育科目として適當と認められる教科目（講義）
自然科学関係科目	生物学・生活科学・統計学・数学・化学・その他一般教科目として適當と認められる教科目（講義）

	系 列	教 科 目	单 位 数
專 門 科 目 甲 類	福 祉	社会福祉 I (講義)	2
		社会福祉 II (演習)	2
		児童福祉 (講義)	2
	保 育 教 育	教育原理 (講義)	2
		保育原理 I (講義)	4
		養護原理 I (講義)	2
		保育実習 I (実習)	(4)
	心 理	児童心理学 (講義)	2
		教育心理学 (講義)	2
	保 健	小児保健 I (講義)	4
		小児保健 (実習)	(1)
		精神衛生 (講義)	2
		小児栄養 (講義実習)	(1)
專 門 科 目 乙 類	保 育 内 容	健 康 (演習)	1
		社 会 (演習)	1
		自 然 (演習)	1
		言 語 (演習)	1
		音楽リズム (演習)	1
		絵画製作 (演習)	1
		乳児保育 I (講義)	2
	基 础 能 力	音 樂 I (演習)	2
		図画工作 (演習)	2
		体 育 (演習)	2
	保 育 教 育	保育原理 II (講義)	2
		養護原理 II (講義)	2
		保育実習 II (実習)	(2)
		保育実習 III (実習)	(2)
	心 理	青年心理学 (講義)	2
		乳幼児心理学 (演習)	2
		臨床心理学 (演習)	2
	保 健	小児保健 II (講義)	2
	家 政	家庭管理 (講義)	2
專 門 科 目 乙 類	保 育 内 容	健 康 (演習)	1
		言 語 (演習)	1
		音楽リズム (演習)	1
		絵画製作 (演習)	1
		養護内容 (演習)	2
		乳児保育 II (演習)	2
		基礎技能 音 樂 II (演習)	2